

厚生労働省和歌山労働局発表
平成 29 年 7 月 6 日

担 当	厚生労働省和歌山労働局
	労働基準部健康安全課
	健康安全課長 井上 剛宏
	産業安全専門官 豊倉 慎一
	電 話 073 (488) 1151 F A X 073 (475) 0113

治療と仕事の両立支援のための 「和歌山県地域両立支援推進チーム」を設置

和歌山労働局（局長 中原正裕）では、疾病を抱える労働者が治療を受けながら仕事を続けられる環境を整備するため、地域における両立支援の関係者で構成する推進チームを設置しました。

1 設置の背景

病気を理由に仕事を辞めざるを得ない方々、仕事を続けていても職場の理解が乏しいなど治療と仕事の両立が困難な状況に直面している方々が多い。

この問題を解決するために、治療と仕事の両立を社会的にサポートする体制の構築が急務となってきたことによる。

「病気の治療と仕事の両立」は国の働き方改革実行計画の柱でもある。

2 推進チームの構成員等

- ・使用者団体、労働組合、医療機関、和歌山県の衛生主管部局のほか、両立支援に取り組む各種団体で構成。詳細は、次ページ記載のとおり。

3 推進チームの取り組み事項

- ・各機関の両立支援に係る取組の相互協力、情報共有
- ・相談連絡先の一覧表等を含む県内版のパンフレット等の作成
- ・セミナーの開催等両立支援に係る周知・啓発のためのイベントの開催

4 第 1 回推進会議 平成 29 年 7 月 20 日(木) 午後 1 時 30 分～

場所:和歌山労働局 6階会議室

《取材》

報道関係者の第 1 回推進会議の取材を受付けます。取材を希望される場合は、当日の午後 1 時まで和歌山労働局 6 階会議室にお越しください。

和歌山県地域両立支援推進チームの設置について

1 設置目的

治療と職業生活の両立支援を効果的に進めるため、和歌山県における関係者のネットワークを構築し、両立支援の取組の連携を図ることを目的とする。

2 名称

名称は、「和歌山県地域両立支援推進チーム」とする。

3 構成

参集者は、以下の者で構成する。

- ① 和歌山県経営者協会
- ② 日本労働組合総連合会和歌山県連合会
- ③ 和歌山県医師会
- ④ 和歌山県福祉保健部健康局健康推進課
- ⑤ 和歌山県福祉保健部福祉保健政策局長寿社会課
- ⑥ 和歌山県産業保健総合支援センター
- ⑧ 和歌山労災病院治療就労両立支援部
- ⑨ 和歌山県社会保険労務士会
- ⑦ (一社)和歌山県認知症支援協会
- ⑩ 日本医療社会福祉協会
- ⑪ 日本産業カウンセラー協会関西支部
- ⑫ 日本キャリア開発協会
- ⑬ 和歌山労働局(労働基準部、雇用環境・均等室、職業安定部)

4 議事等

推進チームにおける会議においては、以下の事項について意見交換等を行う。

- ① 両立支援に係る参集者又は参集者の属する各機関の取組の実施状況の共有
- ② 各機関の取組に係る相互の周知協力
- ③ 相談窓口の支援連携に係る各機関の役割分担及び連絡先一覧作成
- ④ 地域版企業向けパンフレットの作成
- ⑤ 地域版患者向けパンフレットの作成(主に病院で患者に配るもの。加えて一般国民の理解のために広く自治体窓口等にも配布)
- ⑥ 両立支援ガイドラインや地域版パンフレット等を活用した両立支援の周知・啓発
- ⑦ 和歌山県産業保健総合支援センターのホームページを活用した両立支援の周知
- ⑧ その他、必要に応じ地域独自の周知・啓発のためのイベントの企画・開催

和歌山県地域両立支援推進チーム

第1回推進会議次第

平成29年7月20日13時30分～
和歌山労働局6階会議室

1 労働基準部長挨拶

2 参集者自己紹介

3 議事

①両立支援に係る参集者又は参集者の属する各機関の取組状況について

②各機関の取組に係る相互の周知協力及び相談窓口の支援連携に係る各機関の役割分担及び連絡先一覧作成

③地域版（企業向け及び患者向け）パンフレットの作成について

④今後における周知・啓発活動及びイベント等の企画・開催について

4 その他

事業者の皆様へ

事業場における治療と職業生活の 両立支援のためのガイドライン

労働者が、がん等の病気になってしまった時、無理なく働き続けてもらうためには、どうすれば良いのだろうか・・・。



※多くの事業者が、がん等の病気を抱える従業員への対応の仕方に苦慮している状況があります。

最近では、がん等の病気になっても、治療技術の進歩等により治療をしながら働き続ける人が増えています。

しかし、事業場において治療に対する配慮や適切な措置がなければ、労働者が治療と両立して働き続けることは難しくなってしまいます。

ガイドラインでは、疾病を抱える労働者が治療と職業生活を両立できるように、事業場で必要となる支援の取組方法等をまとめています。



治療と職業生活の両立支援の大切さ

- 疾病を抱える労働者が、業務によって疾病が悪化することのないよう、治療と職業生活の両立のために必要となる、一定の就業上の措置や治療に対する配慮を行うことは、「**労働者の健康確保対策**」として位置づけられます。
- さらに、事業者にとっては、継続的な人材の確保とともに、労働者のモチベーションの向上による人材の定着・生産性の向上なども期待できます。

厚生労働省ホームページでは、ガイドライン本文のほか、すぐに使える様式例や治療と職業生活の両立支援に役立つ様々な情報を掲載しています。

治療と職業生活の両立 厚生労働省

検索

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」概要

背景

治療と職業生活の両立支援が、ますます身近な課題に

- 治療技術の進歩等により、がん等の「不治の病」も「長く付き合う病気」に変化
【例】がん5年相対生存率が向上（H5～8年53.2% → H18～20年62.1%、乳がんなどは90%に達する）
- 仕事をしながら治療を続けることが可能な状況
【例】仕事をもちながら、がんで通院している労働者が多数（平成22年32.5万人）
- 現状、疾病を理由に離職してしまう、または仕事のために治療を断念するケースも
【例】糖尿病患者の約8%が通院を中断、その理由は「仕事（学業）のため、忙しいから」が最多の24%
- 治療と職業生活の両立支援の対応の仕方に悩む事業場が少なくない
【例】従業員が私傷病(業務に関係しないケガや病気)になった際、90%の企業が従業員の適正配置や雇用管理等に苦慮

➡ 事業場での両立支援の取り組み方をガイドラインにまとめました。

両立支援を行うための環境整備

日頃から支援体制の準備を

- 衛生委員会等で調査審議の上、事業者による基本方針の表明、事業場内ルールを作成・周知
- 研修等による、労働者・管理職に対する意識啓発
- 相談窓口等の明確化
- 両立支援に活用できる休暇・勤務制度の検討・導入 など



個別の両立支援の進め方

産保センターの支援も活用できます

- ① 主治医に勤務情報を提供
- ② 就業継続の可否等の意見
- ③ 労働者が事業者へ申出
- ④ 就業上の措置等の決定および両立支援プランの作成



都道府県産業保健総合支援センターの支援を活用しましょう

都道府県の産業保健総合支援センター（産保センター）において、治療と職業生活の両立支援のための専門の相談員を配置し、以下のような支援を行っています。

- 事業者等に対する啓発セミナー
- 両立支援に取り組む事業場への個別訪問指導
- 患者（労働者）と事業者の間の個別調整支援、両立支援プランの作成等
- 産業医、産業保健スタッフ、人事労務担当者等に対する専門的研修
- 関係者からの相談対応
- 好事例の収集、情報提供
- 主治医、医療従事者に対する専門的研修